

○大府市個別給付型地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）（以下これらを「障がい者等」という。）に対し、障害者総合支援法第77条第1項第9号の規定に基づき、障がい特性に応じた活動の機会や社会に適応するための訓練等の提供により、障がい者等の社会参加の促進や生活の質の向上を図ることを目的として実施する大府市個別給付型地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次条に規定する対象者に障がい特性に応じた活動の機会を提供し、社会に適応するための訓練等を行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する障がい者等（障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者のうち同項に規定する居住地特例地が市外にある者を除く。）又は市外に居住する特定施設入所障害者のうち居住地特例地が市内にある者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業の利用が必要と認められる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する視覚障害のある者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、高次脳機能障がいの診断を受けた者

(事業者)

第5条 事業を実施することができる事業者は、大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領に基づく大府市個別給付型地域活動支援センター事業の登録を受けた者（以下「事業者」という。）とする。

(申請)

第6条 事業を利用しようとする者（対象者が満18歳未満の場合にあっては、その保護者。以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用・変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）及び世帯状況・収入・資産等申告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、地域生活支援事業利用・変更決定通知書兼受給者証（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、事業の利用を却下したときは、地域生活支援事業利用却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用決定の有効期間）

第8条 前条第1項の規定による利用決定の有効期間は、利用決定を行った日から起算して1年の範囲内の月の末日とする。

（変更の申請等）

第9条 第7条第1項により決定された内容に変更があるときは、申請者は、地域生活支援事業利用・変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、その内容を審査し、必要があると認めるときは、決定の内容を変更し、地域生活支援事業利用・変更決定通知書兼受給者証により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第10条 事業を利用する者（当該事業を利用する者が満18歳未満の場合は、その保護者。以下「負担義務者」という。）は、事業の利用に係る料金（以下「利用者負担額」という。）として、別表第1に定める報酬単価の額に、別表第2に定める負担率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を負担しなければならない。

2 この要綱において「世帯」とは、事業を利用する者及びその配偶者をいう。ただし、事業を利用する者が満18歳未満の場合にあっては、住民票に記載された全ての者をいう。

（費用負担の上限）

第11条 負担義務者は、同一月内において、次に掲げる額の合計額が当該負担義務者の属する世帯の区分に応じ、別表第3に定める月額負担上限額を超えた場合は、前条の規定にかかわらず、当該月額負担上限額を超えた利用者負担額について、支払を要しない。この場合において、負担義務者が月額負担上限額を超えて利用者負担額を支払った場合は、高額地域生活支援サービス費支給申請書兼請求書（第5号様式）により当該超過支払額に相当する額（以下「高額地域生活支援サービス費」という。）の支給を請求することができるものとする。

(1) 前条第1項に規定する利用者負担額

(2) 大府市日中一時支援事業実施要綱に基づく日中一時支援事業に係る利用者負担額

(3) 大府市移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業に係る利用者負担額

(4) 大府市訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額

(5) 大府市居室確保事業実施要綱に基づく居室確保事業に係る利用者負担額

2 市長は、前項後段の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、高額地域生活支援サービス費の支給（不支給）を決定したときは、高額地域生活支援サービス費支

給（不支給）決定通知書（第6号様式）により当該請求をした者に通知するとともに、高額地域生活支援サービス費を支払うものとする。

3 負担義務者の属する世帯が、次に掲げる世帯に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、別表第4に定める月額負担上限額を適用する。

(1) 利用者が満18歳未満の者で、市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯

(2) 利用者が満18歳以上の者で、市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯

4 月額負担上限額は、利用決定の有効期間の開始日が1月分から6月分までの場合は、前年度分の市民税に、7月分から12月分までの場合は、当該年度分の市民税に基づき決定する。

5 負担義務者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（以下「生活保護等受給世帯」という。）でない場合であって、利用者負担額を支払うことにより、当該負担義務者の属する世帯が、当該保護又は支援給付を必要とする世帯に該当するときは、前条に規定する生活保護等受給世帯の月額負担上限額を適用する。

（事業者への支払）

第12条 事業者は、市長に対し、毎月10日までに前月分の事業の利用状況を報告するとともに、事業に要した経費（別表第1に定める報酬単価の額にその月の事業の延べ実施日数を乗じて得た額をいう。）のうち利用者負担額を控除した額（次項において「請求額」という。）を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求額を利用月の翌々月の末日までに事業者を支払うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 10 条関係）

報酬単価

	種 別	区 分	報酬単価
基 本 額	視覚障がい	4 時間未満	3,000 円
		4 時間以上 6 時間未満	5,100 円
		6 時間以上	6,500 円
	高次脳機能障がい	4 時間未満	2,600 円
		4 時間以上 6 時間未満	4,300 円
		6 時間以上	5,500 円
食事提供加算	共 通 (生活保護等受給世帯及び 市民税非課税世帯)	1 日	300 円
送迎加算	共 通	片 道	200 円

別表第 2（第 10 条関係）

利用者負担額負担率

区分	負担率
生活保護等受給世帯	0
市民税非課税世帯	0
市民税課税世帯	10 / 100

別表第 3（第 11 条関係）

月額負担上限額

区分	月額負担上限額
市民税課税世帯	37,200 円

別表第 4（第 11 条関係）

月額負担上限額

区分	月額負担上限額
利用者が満 18 歳未満の者で、市民税 所得割額の合計が 28 万円未満の世帯	4,600 円
利用者が満 18 歳以上の者で、市民税 所得割額の合計が 16 万円未満の世帯	9,300 円